

令和 2 年度

第 3 回 赤穂市都市計画審議会議事録

日 時 令和3年3月25日(木)

令和2年度第3回 赤穂市都市計画審議会議事録

1. 日 時
令和3年3月25日(木)
午前10時00分～午前11時00分
2. 場 所
赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者
〔委員〕
(学識経験者) 谷山 甫 児嶋 佳文 目木 敏彦
萬代 由希子 萬代 新一郎
(市議会議員) 家入 時治 汐江 史朗 釣 昭彦
前川 弘文 小林 篤二
(公募市民) 奥道 一二美 花房 次代
(関係行政機関) 兵庫県西播磨県民局
光都土木事務所 所長 八木下 徹
赤穂警察署 交通課長 橋本 宏治
〔事務局〕 建設部長 小川 尚生
都市計画推進担当部長兼都市計画課長 澗口 彰利
建築係長 長棟 由樹
計画係長 長尾 一史
技術員 中井 陽兵
区画整理課長 坂本 良広
区画整理係長 山家 啓一郎
4. 審議会成立宣言
5. 審議事項
第1号議案 西播都市計画道路塩屋野中線(赤穂市決定)について
6. その他
7. 閉会

事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度 第3回赤穂市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>事前にお配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>1点目が A4 1枚ものの会議次第、2点目が同じく A4 1枚ものの委員名簿、3点目がA4ホッチキス止めの令和2年度 第3回 赤穂市都市計画審議会議案書の以上3点です。過不足等ございませんか。無いようですので、進行させていただきます。</p> <p>また、このたび新たに選出されました委員の方がいらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>また、本日、議案に関連して区画整理課職員が出席しておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>委員 15名のうち、本日の出席者は 14名でございます。</p> <p>よって、委員の 2分の1以上の出席をいただいておりますので、赤穂市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。</p> <p>次に、審議会の公開についてです。本審議会は、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 7 条により原則公開となっており、本日の傍聴者は 6名でございます。まず、本審議会を公開してもよろしいでしょうか。</p> <p>また、傍聴される方には、委員と同じ会議資料を配布いたしますが、会議終了後、資料の持ち帰りも承認していただけますでしょうか。</p> <p>【異議無しの声】</p> <p>ありがとうございます。異議が無いようですので、本審議会は公開とし、資料の持ち帰りも承認いたします。それでは、傍聴者に入場していただきます。</p> <p>【傍聴者入場】</p> <p>傍聴される方につきましては、注意事項を十分理解して傍聴していただくようお願いします。</p> <p>それでは、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第5条によりまして、議事の進行を萬代会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>本日は、今年度最後の都市計画審議会となります。審議事項といたしまして、西播都市計画道路塩屋野中線の変更について審議をしたいと思いま</p>

事務局	<p>すのでどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市都市計画審議会議事運営規則第 8 条第 2 項により、会長が指名するとなっておりますので、議事録署名委員として、目木敏彦委員と釣委員をお願いします。</p> <p>それでは、次第 3 審議事項に入ります。第 1 号議案 西播都市計画道路塩屋野中線の変更について事務局、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案書の 1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 号議案、西播都市計画道路塩屋野中線の変更(赤穂市決定)について、このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり審議会に付議します。</p> <p>本議案は、都市計画道路塩屋野中線の整備にあたり鉄道との交差箇所において交差方式を変更する等の都市計画変更を行うものであります。詳細については、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>都市計画道路塩屋野中線の変更につきましては、現在施行中の西播都市計画 野中・砂子土地区画整理事業の施行区域内に位置する都市計画道路塩屋野中線と JR 赤穂線との交差方式の変更及び道路区域の一部を変更するものであります。本案件については、第 2 回都市計画審議会において事前協議させていただいた後、住民説明会及び縦覧手続きが完了しましたので、本日その内容と合わせて説明させていただきます。</p> <p>資料の 2 ページから 6 ページまでは、第 2 回都市計画審議会の内容と同じものになります。</p> <p>3 ページをお願いします。変更理由書となっております。</p> <p>塩屋野中線は、新田塩屋線を起点に、J R 赤穂線北側の市街地を東方向へ伸び、新田坂越線を終点とする延長約 2,750m、幅員 16m の 2 車線道路で、国道 250 号を補完する幹線道路であります。延長 2,750m の内、宮前町から北野中までの約 2,090m については昭和 39 年から駅北土地区画整理事業等により幅員 16m で整備済みであり、北野中から南野中までの約 660m については、現在、野中・砂子土地区画整理事業により整備を進めております。</p> <p>このたび、塩屋野中線の整備にあたり、JR 赤穂線との交差部について、列車の運行状況や沿道の利便性などを勘案し、鉄道との交差構造を立体交差アンダーパスから平面交差に変更するものであります。また、立体交差から平面交差に変更することによる踏切での安全性確保を検討した結果、線形及び一部区域の変更を行うものであります。</p> <p>4 ページをお願いします。変更前後対照表の一番右の欄に、主な変更内容について記載しております。</p> <p>まず幹線街路との平面交差箇所数の変更、次に JR 赤穂線との交差構造を踏切方式による平面交差へ変更、最後に平面交差に伴う都市計画道路の一部区域の変更であります。</p> <p>6 ページをお願いします。こちらは道路線形の一部変更による計画図であり、今回黄色の部分が削除され、赤色の部分が追加されることとなります。現在の塩屋野中線の範囲は青色と黄色で着色した部分であり、変更後</p>

の塩屋野中線の範囲は、赤色と青色で着色した部分となります。

都市計画変更の内容につきましては、以上であります。

次に、7 ページをご覧ください。西播都市計画道路塩屋野中線の変更に係る図書の縦覧結果について報告させていただきます。

縦覧を前に市民の方や利害関係者の方を対象とした市全体の説明会を 2 月 17 日に午後 2 時からと午後 7 時からの 2 回開催しました。その後、令和 3 年 2 月 18 日から令和 3 年 3 月 4 日までの間で市役所区画整理課の窓口と各地区公民館において、変更案の縦覧を行いました。

その結果、縦覧者は 6 名であり、2 名の方から意見書の提出がありました。

意見書の内容につきましては、今回の都市計画変更に関する意見として 8 ページと 9 ページに、その他の意見として 10 ページに整理しております。

それでは意見の要旨及び市の考え方について順に説明いたします。

8 ページをお願いします。

まず、意見番号 1 は平面交差への変更に対して肯定する意見であります。後述の意見は組合事業のリスクを市に求めるというご意見であります。

それに対する市の考え方は、都市計画道路塩屋野中線は土地区画整理事業において事業化されており、土地区画整理法において土地区画整理組合が負担するものとされております。市は技術的支援を行う等、引き続き適正に組合運営が図られますように支援してまいります。

次に意見番号 2 です。都市計画変更にあたり土地区画整理組合との協議を適切に行うべきではないのかというご意見であります。

それに対する市の考え方については、都市計画法に基づき、当該施設を管理することとなる者として JR や兵庫県公安委員会とすでに協議をしております。なお、土地区画整理組合との協議については、従来より平面交差を望んでおり、これまでに何度も協議・説明を行ってきたところでありますとしております。

次に意見番号 3 ですが、今回、市から JR が平面交差を認める際に北野中第 2 踏切、第 4 踏切の閉鎖が前提条件ではないと説明があったが、平成 16 年に塩屋野中線の都市計画変更を行った際には、JR 協議により踏切廃止や車両規制の処置をする旨回答を得たとの説明があり、その条件が現在もあるのではないのかというご意見であります。

それに対する市の考え方は、平成 16 年の都市計画変更の際には、北野中第 3 踏切の廃止や北野中第 2 踏切及び北野中第 4 踏切について自動車通行止めの処置をすることとされておりましたが、今回の都市計画変更にあたっては改めて協議を行っているとしております。

次に意見番号 4 の立体交差から平面交差に変更となることについて説明がないというご意見であります。

市としましては、列車の運行状況や沿道の利便性、交通量、災害時の安全性等を総合的に勘案して、平面交差に変更するものでありますとしております。

次に意見番号 5 の都市計画道路用地内にある仮設道路が使用不可能にな

	<p>るといご意見につきましては、仮設道路については都市計画道路が整備されるまでの間の仮使用であり、恒久的な道路ではありません。</p> <p>次に意見番号 6 の今回の都市計画変更に関する説明会の開催、都市計画変更と区画整理事業計画変更の関係についてのご意見であります。</p> <p>市といたしましては、説明会については、今回の都市計画変更により影響のある組合員や地域住民を対象に、自治会説明会を開催し、都市計画変更の内容を説明しました。その後、市民の方や利害関係者の方を対象に説明会を実施しました。また土地区画整理事業の事業計画の変更については、都市計画変更後に手続きがなされることとなっておりますとしております。</p> <p>都市計画に関する意見としては以上となり、その他の意見を 10 ページに記載しております。</p> <p>これらの意見につきましては、土地区画整理事業に関する意見であり、土地区画整理組合で協議される内容であるため、参考意見としています。</p> <p>以上で協議事項第 1 号議案の説明を終わります。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>昔は国道 250 号線との接続部分が 4 車線と聞いていましたが、今はどのような感じなのでしょう。現道のままを使うのかどうかをお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>区画整理事業の内容かと思いますが、都市計画につきましては、新田坂越線の 4 車線化の計画がありますので、都市計画は 4 車線化の道路に取りつく計画であります。区画整理の事業においては 4 車線化と塩屋野中線の整備の調整がつけば 4 車線に接続することにはなりますが、今のところ 4 車線化の事業化は目途が立っていない状況ですので区画整理事業としては現況の 2 車線に取りつくような事業計画になっております。</p>
委員	<p>前回の書面開催の時に下長田橋の件で全部架け替えるのではなく、自転車道くらいを付けたほうが良いのではないかと意見させていただきました。その回答が経済性や利便性等も考慮して検討してまいりますという感じですが、必ず付け替えるのかどうかをお伺いします。</p>
事務局	<p>下長田橋の件につきましても区画整理事業で検討してまいります。</p>
委員	<p>今回かなり区画整理が関わっているので都市計画ばかりと言わずに区画整理の意見も必要かと思えます。</p> <p>区画整理はこの場所に関しては費用等の負担はしなくても良いという感じなのでしょう。一時、区画整理がいくらか負担するという話を聞いていたのですが負担は無いのでしょうか。</p>
事務局	<p>区画整理事業の関係ですが、基本的には区画整理組合の方で事業を実施</p>

委員	<p>するということになり、費用に関しては補助金等が出ておりますのでそれを活用して事業を進めていく予定であります。</p> <p>8 ページの意見番号 3 の市の考え方についてです。今回の都市計画変更にあたっては JR と改めて協議を行っておりますということですが、どのような協議を行っているのかについてお伺いしたいと思います。北野中第 2 踏切及び北野中第 4 踏切について新たな協議は発生しているのか、市の考え方、JR の考え方はどのような考えになっているのかなと思います。</p>
事務局	<p>JR との協議については、今回の都市計画変更となる立体交差から平面交差に変更するという点についてこれまで色々と協議を重ねてまいりました。これまで JR との協議としましては、平面交差については理解を得ていますが、その後平面交差にするにあたっての協議におきまして、北野中第 2 踏切及び第 4 踏切について、JR からは北野中第 4 踏切の廃止の指示を受けております。</p>
委員	<p>それに対しての地元の意見はどうか。それと北野中第 2 踏切に関してはそのまま通行ができるということで良いのでしょうか。</p>
事務局	<p>北野中第 4 踏切の廃止に関しては地元からは閉鎖で理解を得ていると聞いております。北野中第 2 踏切は廃止という条件は付いておりませんので通行は可能です。</p>
委員	<p>JR と改めて協議を行っておりますというのは新たな協議は特に無いということでしょうか。</p>
事務局	<p>この意見書が出てきた時点ではまだ JR と協議している状況でした。最近になって JR のほうから回答があり、北野中第 2 踏切廃止については文言から消えたという状況です。ただ、近傍踏切についての今後の廃止の検討等をお願いするという点で、市としては第 2 踏切の代わりとして安全管理等を行っていきたくと JR とは協議を終えているという状況でございます。</p>
委員	<p>もう少し具体的にお願いしたいと思います。北野中第 2 踏切は今のまま使用ができるということなのか。今のご説明だと違うような意見もあるように受け取ったのですが、詳しくお願いします。</p>
事務局	<p>JR からの条件については、北野中第 4 踏切を廃止にするという依頼があります。今、出た近傍踏切の廃止については検討という段階ですので具体的に話は出てきておりません。安全対策については、例えば踏切付近で柵が無い所は柵をする等、今後 JR と引き続き協議をして安全対策をしていくという話であります。</p> <p>第 2 踏切は廃止等検討の対象に含まれてくると思いますが、現在は小型の自動車も含めて通れるようになっておりますので、そのようなものを規制するなどの協議を引き続きしていくことになるかと考えております。</p>

委員	第 2、第 4 踏切の話ですが、それぞれどの踏切を指しているのでしょうか。
事務局	第 2 踏切は平成 30 年度に開設された野中・砂子公園の後ろの踏切になります。第 4 踏切はさくら通り地区の南側付近にある踏切でございます。
委員	アンダーから平面交差に変更するということですが、意見番号 4 の市の意見で交通量、災害時の安全性等を総合的に勘案して、とありますが、もともと区画整理地内の組合員の平面交差にしてほしいという声での対応なのか、どういう要望で平面交差にするのかがわからないので教えていただきたいと思います。
事務局	以前から平面交差を望む声が多くございました。その中で赤穂市としましても都市計画道路塩屋野中線を平面交差に変更するという事で、列車の運行状況や沿道の利便性等、総合的に勘案しまして、平面交差に変更しようとして今回審議をしていただいております。
委員	今回の変更区間に隣接する住民の方々の声ではないかと思いますが、意見番号 5 の文言だけでは仮設道路がどの部分かがわからないのでお伺いします。
事務局	図面に明示はしておりませんが、6 ページの図面の赤字で 3.4.553 (16) と書いてあります横に丸い建物があると思いますが、住友のタンクになります。その横にある現在空地の塩屋野中線の用地を通して赤穂浜市線に抜ける仮設道路になっております。
委員	塩屋野中線の変更区間との接続については、今後接続が可能になる等の変更の可能性はあるのでしょうか。
事務局	確認ですが、都市計画道路の変更ということですか。
委員	都市計画道路の変更ではなく、都市計画道路と既存道路などの接続についてです。例えば、現在仮設道路であるが、今後正式な道路として接続する等は、区画整理事業の中で可能になるということもあるのでしょうか。
事務局	先程、委員がおっしゃられたとおり区画整理事業の中で検討してまいります。
委員	塩屋野中線の変更と他の道路との接続については、計画変更の審議には関係がないということですか。 詳細がわからないので教えていただきたい。
事務局	都市計画道路以外の接続については、区画整理事業の中で検討してまいります。

委員	<p>また、接続につきましては、当然地元の方にも説明はさせていただきたいと思います。</p> <p>意見 4 番ですが、安全性で言ったら圧倒的にアンダーパスの方が良いと思います。組合設立当初はアンダーパスについて、組合は納得していたのではないですか。</p>
事務局	<p>組合設立当初はアンダーパスで事業を進めておりましたが、平面交差についての意見もいただいております。</p>
委員	<p>今後は踏切を減らすだけでなく、交通事故防止を徹底的に防止するような措置は考えていますか。</p>
事務局	<p>事業を進める中で JR と事故防止対策等を協議し、踏切の整備を行っていく予定です。</p>
委員	<p>区画整理の話かと思いますが、春日橋において塩屋野中線と接続する箇所については決定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>春日橋に関しては区画整理の範囲外の話になりますが、その範囲も塩屋野中線との接続を加味して事業を進めております。</p>
委員	<p>住民、区画整理の理事者も一緒に協議していくということですか。</p>
事務局	<p>道路接続については兵庫県の公安委員会とどのような形で接続するのが一番望ましいのか協議しており、住民の声も参考として聞いております。</p>
委員	<p>図面から見ると平面交差になることと直角に近くしたかったのかなと感じます。他の道路との接続が具体的に分かる図面が欲しかったなと思います。</p> <p>それから、住民への説明が不十分かなと思います。</p>
事務局	<p>既存道路との接続に関しては、既存道路をやり替えると区画整理事業の中でもかなり影響を与えますので既存道路はなるべく活用した形で接続を行っていきたいと考えております。</p> <p>住民説明に関しては、都市計画道路の変更内容については組合や地元には説明はさせていただいて、平面交差への変更について異論は無いというご意見はいただいております。区画整理事業の関係については都市計画道路が変更後、組合と協議し、道路接続を検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>工事については JR の下請け会社が行うと思いますが、工事の完成はいつぐらいになるのですか。</p>

事務局	<p>現在の区画整理事業の事業計画においては、令和10年3月末までが事業期間となっておりますので、それまでに塩屋野中線も整備していけるように計画を立てています。</p>
会長	<p>他に、ご意見等ございませんか。</p> <p>【意見、質問無し】</p> <p>無いようでしたら、採決に入ります。</p> <p>第1号議案西播都市計画道路塩屋野中線の変更について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手】</p> <p>賛成多数であります。よって赤穂市都市計画審議会条例第7条第3項の規定により、本議案は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>市長からの諮問事項については以上であります。この結果は直ちに市へ答申することといたします。</p> <p>次第4 その他に入りたいと思います。事務局は何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>先の第2回審議会にて、書面決議をいただいた県の都市計画マスタープラン等の見直しの状況についてご報告させていただきます。</p> <p>県の都市計画マスタープラン等の見直しについては、2月16日付で兵庫県都市計画審議会にて可決され、国との同意協議の手続きを経て、令和3年3月31日付けで変更告示を行う予定と伺っております。</p>
委員	<p>1点だけよろしいですか。今回の都計審の日程ですが、他の行事と重なっていたのですが、何か事情があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画変更の報告は3月末になるだろうと予定しておりましたが、日程を決めるなかで、皆様それぞれお忙しいのは重々承知しておりましたが、なかなか調整がつかず、この時期の開催になったという事です。</p>
委員	<p>今回の審議会について、意見書等を見せていただきましたが、利害関係を持っている区画整理組合の方が色んな不安を持っておられると察するのですが、我々審議会が審議するのはどこまでなのかという線引きをもう少し説明をしていただけますか。議員の方々と比べて我々委員は地元の状況を熟知しておりません。そのために十分な情報を出していただくのと、どれを勘案して審議するのかを明確にしていきたいと思います。区画整理事業の細かい内容までを勘案するのか、赤穂市全体の中でこの道路は必要かという審議を行うのか線引きが必要かなと思います。もし事業の細かい内容まで勘案して行うのであれば、その情報がわかるような資料が必要になると思います。</p> <p>今後、先ほどのことについて精査して進めていただきたいと思います。</p>

事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今回の案件は市の都市計画に関する決定ということで、都市計画道路の観点と区画整理事業という都市計画事業としての2つのものがありました。</p> <p>区画整理事業に関しても昨今、地価が下がっていく中で少しでも早く事業を完結すべき重要な都市計画の1つでございます。そこをスムーズに進めていく中でJRとの交差関係について変更し、区画整理事業を進めていくというのが市の考えのもと、事業を進めさせていただきました。このあと区画整理事業内での変更があると思いますが、主になる道路の変更が決定後に区画整理事業の事業計画変更となっておりますので、ある程度の事前協議は行っております。今後詳細については区画整理事業内で確定していくこととなります。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、これで本日の都市計画審議会議事事項は全て終了をいたしました。これをもちまして本日の審議会を閉じたいと思います。ありがとうございました。</p>